

新潟市身体障がい者福祉電話等設置事業運営要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らしの重度身体障がい者等に、福祉電話、特殊機能付電話、特殊機能付送受話器、電話加入権（以下「福祉電話等」という。）を貸与することにより、日常生活における安全の確保と社会活動の便宜供与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(機器の機能)

第2条 貸与する機器は以下の機器とする。

- (1) 福祉電話は、回転ダイヤル式の黒電話機。
- (2) 特殊機能付電話は、骨伝導方式のハンドセットを搭載した電話機、又は呼気スイッチや制御スイッチを接続することで手を使わずに電話をかけることを可能とする電話機。
- (3) 特殊機能付送受話器は、音量調節を可能とする送受話器で、電話機本体に接続して使用するもの。

(貸与対象者)

第3条 福祉電話の貸与を受けることのできる者は、次に掲げるすべての事項に該当する者で、市長が必要と認める者とする。

- (1) 本市に住所を有する在宅の身体障害者手帳1級又は2級所持者で、日常生活に他の者の介護を必要とし、かつ、その状態が継続すると認められる者
- (2) ひとり暮らし又はそれに準ずる者
- (3) 電話を設置していない世帯に属する者並びに携帯電話を所持している者がいない世帯又はそれに準ずる世帯に属する者
- (4) おおむね65歳未満の者。ただし、65歳到達時に本要綱に基づく福祉電話等の貸与を受けている場合は、引き続き本要綱に基づく貸与を受けることができるものとする。

- (5) 生活保護世帯又は前年の所得税が非課税の世帯に属する者（所得税法（昭和40年法律第33号）第84条第1項に規定する扶養控除の算定について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の例により算定した所得税が非課税の世帯をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者には、福祉電話を貸与するものとする。

第4条 特殊機能付電話の貸与を受けることのできる者は、次に掲げるすべての事項に該当する者で、市長が必要と認める者とする。

- (1) 前条第1項第2号、第3号及び第5号に該当する者

- (2) 本市に住所を有する在宅の上肢不自由2級以上又は聴覚障がいを理由に身体障害者手帳を所持する者で、日常生活に他の者の介護を必要とし、かつ、その状態が継続すると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者には、特殊機能付電話を貸与するものとする。

第5条 特殊機能付送受話器の貸与を受けることのできる者は、次に掲げるすべての事項に該当する者で、市長が必要と認める者とする。

- (1) 第3条第1項第2号及び第5号に該当する者

- (2) 前条第1項第2号に該当する者

- (3) 特殊機能付電話の貸与を受けていない者

- (4) 携帯電話を所持している者がいない世帯又はそれに準ずる世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者には、特殊機能付送受話器を貸与するものとする。

第6条 電話加入権の貸与を受けることのできる者は、次に掲げるすべての事項に該当する者で、市長が必要と認める者とする。

- (1) 本市に住所を有する在宅の身体障害者手帳1級又は2級所持者、上肢不自由2

級以上、若しくは聴覚障がいを理由に身体障害者手帳を所持する者で、日常生活に他の者の介護を必要とし、かつ、その状態が継続すると認められる者

(2) 第3条第1項第2号、第5号及び前条第1項第4号に該当する者

(3) 現に電話加入権を保有していない又はそれに準ずる契約をしていない世帯に属する者

2 ただし、第3条から第5条に規定する電話機と合わせて貸与を受ける場合は、貸与を受ける電話機の貸与要件を満たしていれば加入権の貸与を受けられるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者には、電話加入権を貸与するものとする。

(申請手続)

第7条 福祉電話等の貸与を受けようとする者は、身体障がい者福祉電話等貸与申請書(別記様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(貸与の決定等)

第8条 市長は前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに実態調査を行い、貸与の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき貸与の必要があると認めた者には身体障がい者福祉電話等貸与決定通知書(別記様式第2号)により、貸与の必要がないと認めたものには身体障がい者福祉電話等貸与却下通知書(別記様式第3号)により、通知するものとする。

3 前項の規定により、貸与決定通知を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、速やかに市長に請書(「別記様式第4号」)を提出しなければならない。

(貸与期間)

第9条 福祉電話等の貸与期間は、被貸与者がこの要綱に定める要件に該当しなくなったとき、又はその他の理由により、福祉電話等を必要としなくなるまでの期間とする。

(費用負担)

第10条 福祉電話及び加入権の貸与に係る設置費及び毎月の電話料金のうち、基本料及

び 300 円を限度とする通話料については無償とし、300 円を超える通話料については、被貸与者が負担するものとする。

2 特殊機能付電話及び特殊機能付送受話器の貸与に係る設置費及び毎月の機器使用料は、市が負担する。

3 資格喪失に伴う撤去費用は、市が負担するものとする。なお、被貸与者の希望による転居の際に係る設置工事費及び撤去費用については、被貸与者が負担するものとする。

(使用上の注意)

第 11 条 被貸与者は、貸与された福祉電話等を、善良なる管理者の注意をもって維持管理し使用するものとし、その目的に反して使用し、譲渡し、転貸し又は担保に供したりしてはならない。

2 市長は、被貸与者の責に帰すべき理由により福祉電話等の一部又は全部をき損若しくは滅失したとき、又は前項に違反したときは、被貸与者に対して損害を賠償させることができる。

(届出)

第 12 条 被貸与者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに身体障がい者福祉電話等変更届・資格喪失届（別記様式第 5 号）により市長に届出なければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があったとき

(2) この要綱に定める福祉電話等の被貸与者に該当しなくなったとき

(3) 被貸与者が死亡したとき

2 被貸与者は、前項第 2 号及び第 3 号に該当するにもかかわらず届け出なかった場合、前項第 2 号及び第 3 号に該当したときから資格喪失とし、発生した金額を返還しなければならない。

(貸与の解除)

第 13 条 市長は、被貸与者が次の各号の一に該当したときは、福祉電話等の貸与を解除する旨を身体障がい者福祉電話等貸与解除通知書（別記様式第 6 号）により通知するも

のとする。

(1) この要綱に定める福祉電話等の被貸与者に該当しなくなったとき

(2) この要綱に違反したとき

(3) その他市長が必要と認めたとき

(現況届の提出)

第14条 被貸与者は、毎年、身体障がい者福祉電話等現況届兼同意書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長が住民登録資料、税務資料その他について確認を行うことに同意しない者は、当該確認できる事項を明らかにするために必要な書類の提出をしなければならない。

3 市長は、第1項の規定により提出された現況届兼同意書を受理した場合において、引き続き第3条から第6条に定める対象者の要件に該当するときは、身体障がい者福祉電話等継続利用決定通知書（別記様式第8号）により、第3条から第6条に定める対象者の要件に該当しなくなったときは、身体障がい者福祉電話等貸与解除通知書（別記様式第6号）により、利用者に通知する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、新潟市身体障がい者福祉電話等設置事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に福祉電話の貸与を受けているものについては、この要綱の規定による被貸与者とみなす。

3 新潟市身体障害者福祉電話設置要綱（昭和50年10月1日）は廃止する。

(生活保護世帯に関する特例)

- 4 平成25年7月31日において現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（以下この項において「生活保護世帯」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る第2条第1項第2号及び第3条第2号の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。
- 5 平成26年3月31日において現に生活保護世帯であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る第2条第1項第2号及び第3条第2号の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。
- 6 平成30年9月30日において現に生活保護世帯であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る新潟市身体障がい者福祉電話等設置事業運営要綱を廃止する要綱（平成30年4月1日施行）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる第3条第1項第5号の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。
- 7 令和元年9月30日において現に生活保護世帯であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であった世帯に係る新潟市身体障がい者福祉電話等設置事業運営要綱を廃止する要綱（平成30年4月1日施行）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる第3条第1項第5号の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、当該世帯

を生活保護世帯とみなす。

- 8 令和2年9月30日において現に生活保護世帯であつて、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護世帯であつた世帯に係る新潟市身体障がい者福祉電話等設置事業運営要綱を廃止する要綱（平成30年4月1日施行）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる第3条第1項第5号の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護世帯とみなす。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第2号の規定は、平成24年7月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行の際、現に廃止前の新潟市身体障がい者福祉電話等設置事業運営要綱の規定により貸与されている機器については、同要綱は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

（宛先）新潟市長

年 月 日

（申請者）住所 〒
新潟市
氏名
電話

印

身体障がい者福祉電話等貸与申請書

下記により、自動通報装置の給付を申請します。
福祉電話等貸与の認定のために必要があるときは、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。

対 象 者	ふりがな 氏 名							男・女	生年 月 日	年 月 日			
	個人番号												
	住 所	〒 新潟市											
身体障がい者手帳		障がい名							等 級	級			
		交付番号	第 号（ 年 月 日交付 ）										
同居状況		1. ひとり暮らし 2. 同居の家族あり											
対象者と同居の家族 (同意欄)	続柄	氏名					生年月日	日中の状況（詳しく記入してください。）					
	本人		印										
			印										
			印										
			印										
			印										
電話（携帯電話も含む）設置の有無			1. 有（同居の家族の携帯電話を含む） 2. 無										
種別（希望するものを○で囲む）			1. 福祉電話（黒電話） 2. 特殊機能付電話（ふれあい・ひびき） 3. 特殊機能付送受話器（めいりょう） 4. 加入権										
連絡方法・希望工事日													

注 「対象者と同居の家族」欄については、対象者と同居している家族全員について記入してください。自署の場合、押印は不要です。
注 「日中の状況」欄は、「8時から17時まで就労（就学）のため不在」「高齢（病弱・障がい）のため緊急時の対応が困難」「6月から入所中（入院中）のため不在」等、詳しく記入してください。

第 号
年 月 日

様

新潟市長

身体障がい者福祉電話等貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福祉電話等の貸与については、下記のとおり決定
いたしましたので通知いたします。

記

貸与の種別	☐ 福祉電話 ☐ 特殊機能付電話
氏名	
住所	
電話番号	
設置年月日	

なお、基本料及び通話料300円までは、新潟市で負担いたしますが、それ以外の通話料等については自己負担となりますのでNTTにお支払いください。

第 号
年 月 日

様

新潟市長

身体障がい者福祉電話等貸与却下通知書

年 月 日付けで申請のあった福祉電話等の貸与については、次の理由により

貸与できないので通知します。

記

理 由

年 月 日

請 書

（宛先） 新 潟 市 長

住所 新潟市

借受人

氏名

印

新潟市から福祉電話等の貸与を受けるにあたり，新潟市身体障がい者福祉電話等設置事業運営要綱及び市の指示事項はもとより特に次の事項を守ることを約束し，後日のため本書を提出します。

記

- 1 借 受 物 件
- 2 私は市で定める使用心得に従って善良な管理者の注意をもって貸与された福祉電話等を維持管理し，これを譲渡し貸与し又は担保に供するなどの目的外に使用することはいたしません。
- 3 私が負担することになっている使用料等については，遅滞無く東日本電信電話株式会社に納入することとし，市には一切のご迷惑をおかけいたしません。
- 4 私の責に帰すべき理由により貸与を受けた福祉電話等の一部又は全部を毀損又は滅失したときは，直ちに市に申出て賠償いたします。
- 5 福祉電話等を必要としなくなったときは，すみやかに市に申し出て返還いたします。
- 6 以上の記載事項のほか疑義が生じたときは，その都度市に申し出てその指示を受けます。

年 月 日

（宛先） 新 潟 市 長

（申請者）住所 〒
新潟市

氏名
（続 柄 ）

身体障がい者福祉電話等変更届・資格喪失届

電話番号		貸与の種類	☐ 福祉電話 ☐ 特殊機能付電話	
住所 〒 新潟市				
ふりがな 貸与者 氏 名		生年月日	年 月 日	
届 出 事 項	変更等の年月日	年 月 日		
	1. 氏名の変更 2. 住所の変更 3. 家族状況の変更 4. 課税状況の変更 5. 電話番号の変更 6. 死亡・その他	備 考		
変 更 事 項	変更前		変更後	

様

新 潟 市 長

身体障がい者福祉電話等貸与解除通知書

福祉電話等の貸与については、下記のとおり解除いたしましたので通知いたします。

記

貸与の種別	
氏 名	
住 所	
電話番号	
解除理由	

福祉電話等貸与現況届兼同意書

(宛先) 新潟市長

年 月 日

下記のとおり現況を届け出ます。

届出人	住所	〒 (電話)		
	氏名		生年月日	
貸与対象者 □届出人と同じ	住所	〒 (電話)		
	氏名		生年月日	
同居状況		1. ひとり暮らし 2. 同居の家族あり		
貸与対象者と 同居の家族	続柄	氏名	生年月日	日中の状況（詳しく記載してください。）
福祉電話以外の電話の設置		有（同居家族の携帯電話を含む） ・ 無		
貸与を受けている電話機				

福祉電話等貸与の決定のために必要があるときは、以下の者に関する住民登録資料、税務資料その他必要事項について、各関係機関に調査、照会、閲覧することに同意します。

(本人) _____

(同居家族) _____

(同居家族) _____

(同居家族) _____

注 「給付対象者と同居の家族」欄については、給付対象者と同居の家族全員について記入してください。
注 「日中の状況」欄は、「8時から17時まで就労（就学）のため不在」「高齢・（病弱・障がい者）のため緊急時の対応が困難」「6月から入所中（入院中）のため不在」等、詳しく記載してください。

様

新潟市長

福祉電話継続利用決定通知書

先に提出のありました自動通報装置の現況届・変更届の結果、下記のとおり継続利用が決定いたしましたので通知します。

記

氏名	
住所	

注 福祉電話貸与の要件に該当しなくなった場合は届け出てください。届け出なかった場合、非該当となったときから資格喪失とし、発生した金額を返還していただきます。

<福祉電話貸与要件>

- ・電話が設置されていない世帯（同居の家族の携帯電話を含む）
- ・身体障がい者手帳 1， 2 級の方
- ・障がい者のみの世帯（またはこれに準じる世帯）
- ・所得税非課税世帯

<特殊機能付電話貸与要件>

「福祉電話貸与要件」に加えて、上肢不自由 2 級以上もしくは聴覚障がいの方